

省 令

○文部科学省令第十九号

独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令（平成十五年政令第三百六十九号）第六条第二号（同令附則第五条第三項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

文部科学大臣 萩生田光一

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令の一部を改正する省令

独立行政法人日本スポーツ振興センターに関する省令（平成十五年文部科学省令第五十一号）の一

部を次のように改正する。

附則第一条の三の次に次の一条を加える。

（新型コロナウイルス感染症の発生又はまん延に起因するやむを得ない理由がある場合における災害共済給付契約の契約締結期限の延長）

第一条の四 令附則第一条の規定により支払期限が延長された学校の設置者に係る第二十七条に規定する契約締結期限は、同条の規定にかかわらず、令附則第一条の四の規定により延長された支払期限とする。

附則第七条中「並びに附則第一条の二及び第一条の三」を「及び附則第一条の二から第一条の四まで」に改める。

附則

この省令は、公布の日から施行する。

○農林水産省令第三十六号

植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）第十八条第一項の規定に基づき、ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令の一部を改正する省令

令和二年五月十三日

農林水産大臣 江藤 拓

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

ジャガイモシロシストセンチュウの緊急防除に関する省令（平成二十八年農林水産省令第六十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。

ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四（略）

二、四（略）

（廃棄の措置）

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

改正

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。

ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四（略）

○厚生労働省令第九十九号
行政機関職員定員令（昭和四十四年政令第二百一十一号）第二条第二項の規定に基づき、及び同令を実施するため、厚生労働省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

厚生労働大臣 加藤 勝信

厚生労働省定員規則の一部を改正する省令

厚生労働省定員規則（平成十三年厚生労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第一項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の一項を加える。

（定員の期間別の特例）

2 この省令による改正後の厚生労働省定員規則第一条の規定にかかわらず、次の表の区分の欄に掲げる機関の同条に規定する定員は、同表の期間の欄に掲げる期間においては、同表の定員の欄及び備考の欄に掲げるとおりとする。

本 省	区 分	期 間	定 員	備 考
令和三年一月三十一日まで	三、七六二人	うち、一人は、特別職の職員の定員とする。		

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

農林水産大臣 江藤 拓

改正

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。

ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四（略）

二、四（略）

（廃棄の措置）

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

改正

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。

ただし、試験研究の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合、及び調査を行うため、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し調査に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）が移動制限植物等を防除区域以外の地域へ移動しようとする場合には、この限りでない。

一、四（略）

二、四（略）

（廃棄の措置）

第七条 防除区域内に存在する移動制限植物等のうちジャガイモシロシストセンチュウが付着し、又は付着しているおそれがあるもので、ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するため必要があると認めて植物防疫官が指定するものを所有し、又は管理する者であつて、植物防疫官によりこれを廃棄すべきことを命ぜられた者は、植物防疫官（植物防疫法第十九条第二項の規定に基づき農林水産大臣が北海道知事、網走市長、清里町長又は斜里町長に対し廃棄の措置に関する協力指示書を交付した場合にあつては、植物防疫官又は北海道知事、網走市長、清里町長若しくは斜里町長の指定する職員）の指示に従い、これを廃棄しなければならない。

改正

（移動の制限）

第五条 次に掲げるもの（以下「移動制限植物等」という。）は、植物防疫官がその行う検査の結果ジャガイモシロシストセンチュウのまん延を防止するための適切な措置が講じられていると認める旨を示す表示を付したものでなければ、防除区域以外の地域に移動させてはならない。

別表（第二条関係）

北海道		都道府県
網走市		市町村
斜里郡清里町	斜里郡斜里町	防除区域
以久科北、川上、豊倉、美咲及び来運	神威	稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里

別表（第二条関係）

北海道網走市稲富、音根内、昭和、豊郷、中園、鱒浦、実豊、藻琴及び山里

附 則

この省令は、令和二年六月十二日から施行する。

〇経済産業省令第四十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第三十九条第一項の規定に基づき、電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年五月十三日

電気設備に関する技術基準を定める省令の一部を改正する省令

電気設備に関する技術基準を定める省令（平成九年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分は、これに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後

（支持物の倒壊の防止）

第三十二条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される地理的条件、気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

2 架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

（災害時における通信の確保）

第五十一条 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板（以下この条において「無線用アンテナ等」という。）を施設する支持物の材料及び構造は、十分間平均で風速四十メートル毎秒の風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがないように施設しなければならない。ただし、電線路の周囲の状態を監視する目的で施設する無線用アンテナ等を架空電線路の支持物に施設するときは、この限りでない。

備考 表中の「」は注記である。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

改 正 前

（支持物の倒壊の防止）

第三十二条 架空電線路又は架空電車線路の支持物の材料及び構造（支線を施設する場合は、当該支線に係るものを含む。）は、その支持物が支持する電線等による引張荷重、風速四十メートル毎秒の風圧荷重及び当該設置場所において通常想定される気象の変化、振動、衝撃その他の外部環境の影響を考慮し、倒壊のおそれがないよう、安全なものでなければならぬ。ただし、人家が多く連なっている場所に施設する架空電線路にあつては、その施設場所を考慮して施設する場合は、風速四十メートル毎秒の風圧荷重の二分の一の風圧荷重を考慮して施設することができる。

2 特別高圧架空電線路の支持物は、構造上安全なものとする等により連鎖的に倒壊のおそれがないように施設しなければならない。

（災害時における通信の確保）

第五十一条 電力保安通信設備に使用する無線通信用アンテナ又は反射板（以下この条において「無線用アンテナ等」という。）を施設する支持物の材料及び構造は、風速六十メートル毎秒の風圧荷重を考慮し、倒壊により通信の機能を損なうおそれがないように施設しなければならない。ただし、電線路の周囲の状態を監視する目的で施設する無線用アンテナ等を架空電線路の支持物に施設するときは、この限りでない。